

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年9月28日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 11件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 11件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600146号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600153号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成26年2月1日から平成22年*月*日に訂正し、平成22年*月から平成23年2月までの標準報酬月額を15万円、平成23年3月から平成24年2月までの標準報酬月額を14万2,000円、平成24年3月から平成25年8月までの標準報酬月額を15万円、平成25年9月から平成26年1月までの標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

平成22年*月*日から平成26年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年*月*日から平成26年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和25年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年*月*日から平成26年2月1日まで

平成22年*月*日から定年再雇用で嘱託になったが、勤務していたA社が厚生年金保険の届出を保険料の徴収権が時効により消滅した後提出したため、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る賃金台帳、同社の回答及び陳述、雇用保険の記録及び厚生年金基金の加入員台帳によると、請求者は、請求期間も同社に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できることから、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日(平成26年2月1日)を平成22年*月*日とすることが妥当である。

また、上述の賃金台帳に記載された総支給額から確認できる請求期間の標準報酬月額は、平成22年*月から平成25年8月までは15万円、平成25年9月から平成26年1月までは14万2,000円であり、当該標準報酬月額は、請求者の厚生

年金保険法第75条本文該当記録の標準報酬月額と一致する。

さらに、上述の賃金台帳により、請求者は、平成22年*月から平成23年2月までは15万円、平成23年3月から平成24年2月までは14万2,000円、平成24年3月から平成25年8月までは15万円、平成25年9月から平成26年1月までは14万2,000円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、平成22年*月から平成23年2月までは15万円、平成23年3月から平成24年2月までは14万2,000円、平成24年3月から平成25年8月までは15万円、平成25年9月から平成26年1月までは14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成22年*月*日から平成26年2月1日までの期間について、請求者の定年再雇用に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届及び資格取得届を年金事務所に保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成22年*月から平成26年1月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600154号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600154号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成26年4月1日から平成23年*月*日に訂正し、平成23年*月から同年*月までの標準報酬月額を30万円、平成23年*月から平成24年2月までの標準報酬月額を28万円、平成24年3月から平成26年3月までの標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

平成23年*月*日から平成26年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年*月*日から平成26年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年*月*日から平成26年4月1日まで

平成23年*月*日から定年再雇用で嘱託になったが、勤務していたA社が厚生年金保険の届出を保険料の徴収権が時効により消滅した後提出したため、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間に係る賃金台帳、同社の回答及び陳述、雇用保険の記録及び厚生年金基金の加入員台帳によると、請求者は、請求期間も同社に継続して勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できることから、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日(平成26年4月1日)を平成23年*月*日とすることが妥当である。

また、上述の賃金台帳に記載された総支給額から確認できる請求期間の標準報酬月額は、平成23年*月から平成26年3月までは30万円であり、当該標準報酬月額は、請求者の厚生年金保険法第75条本文該当記録の標準報酬月額と一致する。

さらに、上述の賃金台帳により、請求者は、平成 23 年*月から同年*月までは 30 万円、平成 23 年*月から平成 24 年 2 月までは 28 万円、平成 24 年 3 月から平成 26 年 3 月までは 30 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、平成 23 年*月から同年*月までは 30 万円、平成 23 年*月から平成 24 年 2 月までは 28 万円、平成 24 年 3 月から平成 26 年 3 月までは 30 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成 23 年*月*日から平成 26 年 4 月 1 日までの期間について、請求者の定年再雇用に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届及び資格取得届を年金事務所に保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 23 年*月から平成 26 年 3 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600164号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600155号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成23年9月29日から平成23年10月1日に訂正し、平成23年9月の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成23年9月29日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成23年9月29日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年9月29日から同年10月1日まで

A社に平成23年9月30日まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成23年9月29日となっているため、平成23年9月の1か月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。請求期間について、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録、請求者の所持する源泉徴収票及びA社の事業主の陳述により、請求者は、同社において平成23年9月30日まで勤務していたことが認められる。

また、請求者が所持する請求期間に係る給料支払明細書により、標準報酬月額32万円に見合う報酬(31万9,179円)が支払われ、標準報酬月額26万円に見合う厚生年金保険料(2万875円)を事業主により給料から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、請求者の平成 23 年 9 月の標準報酬月額については、上述の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、26 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 23 年 9 月 29 日から同年 10 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間について、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失年月日が平成 23 年 9 月 29 日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成 23 年 9 月 29 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600247号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600157号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月15日の標準賞与額を25万円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年12月

請求期間にA社より賞与が支払われていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金額に反映するように記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、金融機関から提出された請求者の普通預金異動明細表、同僚から提出された給与支給明細書(平成17年12月分賞与)及び平成24年9月にA社から年金事務所に提出された複数の同僚が記載されている支給控除項目一覧表(平成17年12月分賞与)から判断すると、請求者は、当該期間に賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、上述の普通預金異動明細表、同僚から提出された給与支給明細書(平成17年12月分賞与)及び複数の同僚が記載されている支給控除項目一覧表(平成17年12月分賞与)により推認できる厚生年金保険料控除額から、25万円とすることが必要である。

さらに、請求期間に係る賞与の支払日については、上述の普通預金異動明細表に記載されている振込日から、平成17年12月15日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払

届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600047号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600158号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和51年9月26日から昭和51年10月1日に訂正し、昭和51年9月の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

昭和51年9月26日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和51年9月26日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年9月26日から同年10月1日まで

A社に昭和51年9月末日まで勤務していたが、厚生年金保険の記録では資格喪失日は9月26日となっている。父親の家計簿等の「S51. 9月末退」の記載及び保管している同社の給料支払明細書から、請求期間は勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された父親の家計簿等の記載により、請求者は昭和51年9月30日までA社において勤務していたことがうかがえるところ、請求者から提出された同社の給料支払明細書により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和51年8月の厚生年金保険の記録及び上述の給料支払明細書の保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和51年9月26日から同年10月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対

し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、請求者に係る厚生年金保険の記録における資格喪失年月日が雇用保険の記録における離職年月日の翌日である昭和 51 年 9 月 26 日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600226号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600159号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月16日の標準賞与額を12万円、平成21年8月10日の標準賞与額を15万円、平成21年12月22日の標準賞与額を16万7,000円、平成22年8月4日の標準賞与額を18万6,000円、平成22年12月24日の標準賞与額を18万2,000円、平成23年8月10日の標準賞与額を17万3,000円、平成23年12月26日の標準賞与額を20万円、平成24年8月10日の標準賞与額を20万円、平成24年12月28日の標準賞与額を22万円、平成25年8月10日の標準賞与額を22万円、平成25年12月27日の標準賞与額を18万円に訂正することが必要である。

平成20年12月16日、平成21年8月10日、平成21年12月22日、平成22年8月4日、平成22年12月24日、平成23年8月10日、平成23年12月26日、平成24年8月10日、平成24年12月28日、平成25年8月10日及び平成25年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年12月16日、平成21年8月10日、平成21年12月22日、平成22年8月4日、平成22年12月24日、平成23年8月10日、平成23年12月26日、平成24年8月10日、平成24年12月28日、平成25年8月10日及び平成25年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成20年12月16日
② 平成21年8月10日
③ 平成21年12月22日
④ 平成22年8月4日
⑤ 平成22年12月24日
⑥ 平成23年8月10日

- ⑦ 平成 23 年 12 月 26 日
- ⑧ 平成 24 年 8 月 10 日
- ⑨ 平成 24 年 12 月 28 日
- ⑩ 平成 25 年 8 月 10 日
- ⑪ 平成 25 年 12 月 27 日

請求期間①から⑪までについて、A社から賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。当該期間の賞与が年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑪までについて、請求者から提出された賞与明細書及び事業所から提出された賃金台帳（以下「資料等」という。）により、請求者は、当該期間に係る賞与（請求期間①は 12 万円、請求期間②は 15 万円、請求期間③は 17 万円、請求期間④は 19 万円、請求期間⑤は 24 万円、請求期間⑥は 20 万円、請求期間⑦は 25 万円、請求期間⑧は 21 万円、請求期間⑨は 26 万円、請求期間⑩は 22 万円、請求期間⑪は 18 万円）を事業主により支給され、請求期間①は 15 万 5,000 円、請求期間②は 17 万円、請求期間③は 16 万 7,000 円、請求期間④は 18 万 6,000 円、請求期間⑤は 18 万 2,000 円、請求期間⑥は 17 万 3,000 円、請求期間⑦及び⑧は 20 万円、請求期間⑨は 22 万円、請求期間⑩は 24 万円、請求期間⑪は 23 万 6,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①は 1 万 1,843 円、請求期間②及び③は 1 万 3,047 円、請求期間④及び⑤は 1 万 4,582 円、請求期間⑥は 1 万 3,815 円、請求期間⑦及び⑧は 1 万 6,412 円、請求期間⑨は 1 万 8,420 円、請求期間⑩及び⑪は 2 万 119 円）を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑪までに係る標準賞与額については、上述の資料等により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①は 12 万円、請求期間②は 15 万円、請求期間③は 16 万 7,000 円、請求期間④は 18 万 6,000 円、請求期間⑤は 18 万 2,000 円、請求期間⑥は 17 万 3,000 円、請求期間⑦及び⑧は 20 万円、請求期間⑨及び⑩は 22 万円、請求期間⑪は 18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑪までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年以降は年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600227号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600160号

第1 結論

請求者のA社における平成22年12月24日の標準賞与額を15万円、平成23年8月10日の標準賞与額を13万円、平成23年12月26日の標準賞与額を15万円、平成24年8月10日の標準賞与額を14万円、平成24年12月28日の標準賞与額を15万円、平成25年8月10日の標準賞与額を12万円、平成25年12月27日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成22年12月24日、平成23年8月10日、平成23年12月26日、平成24年8月10日、平成24年12月28日、平成25年8月10日及び平成25年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成22年12月24日、平成23年8月10日、平成23年12月26日、平成24年8月10日、平成24年12月28日、平成25年8月10日及び平成25年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成22年12月24日
② 平成23年8月10日
③ 平成23年12月26日
④ 平成24年8月10日
⑤ 平成24年12月28日
⑥ 平成25年8月10日
⑦ 平成25年12月27日

請求期間①から⑦までについて、A社から賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。当該期間の賞与が年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑦までについて、請求者から提出された賞与明細書及び事業所から提出された賃金台帳（以下「資料等」という。）により、請求者は、当該期間に係る賞与（請求期間①は 15 万円、請求期間②は 13 万円、請求期間③は 15 万円、請求期間④は 14 万円、請求期間⑤は 15 万円、請求期間⑥は 12 万円、請求期間⑦は 10 万円）を事業主により支給され、請求期間①及び②は 15 万 3,000 円、請求期間③及び④は 18 万円、請求期間⑤は 17 万 7,000 円、請求期間⑥は 18 万円、請求期間⑦は 17 万 7,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①及び②は 1 万 2,280 円、請求期間③から⑤までは 1 万 4,770 円、請求期間⑥及び⑦は 1 万 5,089 円）を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑦までに係る標準賞与額については、上述の資料等により確認できる賞与額から、請求期間①は 15 万円、請求期間②は 13 万円、請求期間③は 15 万円、請求期間④は 14 万円、請求期間⑤は 15 万円、請求期間⑥は 12 万円、請求期間⑦は 10 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑦までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600228号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600161号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月22日の標準賞与額を10万円、平成22年8月4日の標準賞与額を13万9,000円、平成22年12月24日の標準賞与額を13万6,000円、平成23年8月10日の標準賞与額を13万6,000円、平成23年12月26日の標準賞与額を15万円、平成24年8月10日の標準賞与額を15万円、平成24年12月28日の標準賞与額を14万7,000円、平成25年8月10日の標準賞与額を16万円、平成25年12月27日の標準賞与額を13万円に訂正することが必要である。

平成21年12月22日、平成22年8月4日、平成22年12月24日、平成23年8月10日、平成23年12月26日、平成24年8月10日、平成24年12月28日、平成25年8月10日及び平成25年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年12月22日、平成22年8月4日、平成22年12月24日、平成23年8月10日、平成23年12月26日、平成24年8月10日、平成24年12月28日、平成25年8月10日及び平成25年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成元年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月22日
② 平成22年8月4日
③ 平成22年12月24日
④ 平成23年8月10日
⑤ 平成23年12月26日
⑥ 平成24年8月10日
⑦ 平成24年12月28日
⑧ 平成25年8月10日

⑨ 平成 25 年 12 月 27 日

請求期間①から⑨までについて、A社から賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。当該期間の賞与が年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑨までについて、請求者から提出された賞与明細書及び事業所から提出された賃金台帳（以下「資料等」という。）により、請求者は、当該期間に係る賞与（請求期間①は10万円、請求期間②は14万円、請求期間③及び④は15万円、請求期間⑤は16万円、請求期間⑥は15万円、請求期間⑦は18万円、請求期間⑧は16万円、請求期間⑨は13万円）を事業主により支給され、請求期間①及び②は13万9,000円、請求期間③及び④は13万6,000円、請求期間⑤及び⑥は15万円、請求期間⑦は14万7,000円、請求期間⑧は16万円、請求期間⑨は15万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（請求期間①から④までは1万898円、請求期間⑤及び⑥は1万2,309円、請求期間⑦は1万2,280円、請求期間⑧は1万3,412円、請求期間⑨は1万3,413円）を事業主により控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑨までに係る標準賞与額については、上述の資料等により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①は10万円、請求期間②は13万9,000円、請求期間③及び④は13万6,000円、請求期間⑤及び⑥は15万円、請求期間⑦は14万7,000円、請求期間⑧は16万円、請求期間⑨は13万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑨までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年以降は年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600257号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600162号

第1 結論

請求者のA社における平成26年12月25日の標準賞与額を49万円、平成27年8月12日の標準賞与額を50万円、平成27年12月25日の標準賞与額を50万円とすることが必要である。

平成26年12月25日、平成27年8月12日及び平成27年12月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年12月25日
② 平成27年8月12日
③ 平成27年12月25日

請求期間①から③までについて、A社から賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。当該期間の賞与が年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から③までについて、請求者から提出された賞与明細書、預金通帳及び事業主の回答等により、請求者は、事業所から当該期間に係る賞与(請求期間①は49万円、請求期間②及び③は50万円)を支給されていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①から③までに係る標準賞与額については、上述の賞与明細書により確認できる賞与額から、請求期間①は49万円、請求期間②及び③は50万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600252号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600163号

第1 結論

請求者のA社における請求期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年4月から平成25年1月までの標準報酬月額については、9万8,000円から24万円とする。

平成24年4月から平成25年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成24年4月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

事業主は、請求者に係る平成24年9月から平成25年1月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年4月1日から平成25年2月1日まで

私は、平成22年9月にA社に入社し、同年11月から正社員として勤務したが、現在、請求期間の標準報酬月額は、9万8,000円として記録されている。(請求期間のうち、平成24年9月1日から平成25年1月31日までは、標準報酬月額30万円として厚生年金保険法第75条本文該当記録とされている。)しかし、私は、同社から9万8,000円以上の給与を支給されていた。請求期間の給与支払明細書等を提出するので、年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のオンライン記録の標準報酬月額は、現在、平成24年4月から平成25年1月までは9万8,000円と記録されており、そのうち平成24年9月1日から平成25年1月31日までは、標準報酬月額30万円として厚生年金保険法第75条

本文該当記録とされている。

しかし、請求者から提出された給与支払明細書及び事業所から提出された給与表によると、標準報酬月額決定の基礎となる4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（平成24年4月から同年8月までは24万円、平成24年9月から平成25年1月までは30万円）は、オンライン記録の標準報酬月額を超えており、これら標準報酬月額と一致又は相違する標準報酬月額24万円に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上述の給与支払明細書及び給与表で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成24年4月から平成25年1月までは24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者にかかる厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間について、事業主からは、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正届）を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについて回答が得られず、請求期間のうち、平成24年4月1日から同年9月1日の期間については、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

平成24年9月1日から平成25年2月1日までの期間については、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正届）を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出しており、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600309号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600164号

第1 結論

請求者のA社B支店(現在は、C社D支店)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和37年3月26日から昭和37年4月2日に訂正し、昭和37年3月の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

昭和37年3月26日から同年4月2日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和37年3月26日から同年4月2日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年3月26日から同年4月2日まで

A社B支店からE社F工場(現在は、C社G工場)へ転勤した際の厚生年金保険の記録がない。継続勤務していたので、年金給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業所及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間にA社B支店に継続して勤務し(同社から関連会社のE社F工場に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、同僚の回答及び異動先のE社F工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年4月2日であることから判断して、昭和37年4月2日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年2月の記録から7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和37年3月26日から同年4月2日までの期間につい

て、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険出張所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600234号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600156号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和40年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年6月30日から同年7月1日まで

平成2年6月30日付けでA社を退職したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が、平成2年6月30日となっているため、平成2年6月の1か月が被保険者期間となっていない。請求期間について、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、資料は所持していないものの、A社を平成2年6月30日付けで退職し、平成2年6月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたとして、訂正請求をしている。

しかしながら、B社から提出された退職者台帳によれば、請求者の退職日は、平成2年6月29日と記載されており、請求者の雇用保険の離職日と同日であることが確認できる上、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日である平成2年6月30日と符合する。

また、B社の人事総務部門は、請求者の退職日が平成2年6月29日(金曜日)となっていることについて、請求期間及びその前後のA社の休日及び稼働日を確認できる資料の保管はないものの、請求期間当時、月の末日が同社の休日である場合には、当該月における同社の最終稼働日を退職日とする取扱いをしていたことが理由として考えられる旨回答等している。

さらに、B社の人事総務部門は、請求者の厚生年金保険被保険者資格の届出及び保険料控除に係る資料の保管はないものの、上述の退職者台帳に記載されている退職日が平成2年6月29日であることから、退職日の翌日である平成2年6月30日を資格喪失日として届出を行い、平成2年6月分の厚生年金保険料は給与から控除していないと回答している。

加えて、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日である平成2年6月30日と同日に被保険者資格を喪失している同僚が複数人いるところ、当該同僚に照会しても、請求期間に係る給与明細書を保管していると回答する者はいない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。